

飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	120				担当部課	市民福祉部 健康課					
改革の対象(名称)	市民と行政の協働による特定健診受診率の維持・向上										
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	21,687		事業区分	市単独	改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働
		H20決算額(千円)	18,547			県補助					
		うち一般財源(千円)	0			国補助					
		執行率(%)	85.5								
		H21予算額(千円)	20,497								
		うち一般財源(千円)	0								
事業概要・目的 これまでの 成果等	医療制度改革により、平成20年度から75歳以上を対象とした「後期高齢者医療制度」が開始され、その財源負担として40%を各医療保険者(0～74歳)からの支援金が充てられている。支援金は加入者1人につき定額で、医療保険者の規模にかかわらず平等に負担することになっており、飛騨市国民健康保険の場合は、市が支出する支援金は約3億3千万円となる。平成25年度以降の飛騨市(国保)が拠出する支援金については、平成24年度の特定健診受診率、特定保健指導率及び特定保健指導対象者減少率の目標値達成状況により、±10%の加算減算等の調整をおこなうこととされており、その差額は約6千600万円と見込まれる。										
現状と課題 (改革の根拠)	平成20年度特定健診受診率は、68.4%と国の加算・減算基準の65%を上回り岐阜県下トップとなった。今後は、飛騨市国民健康保険で策定している「特定健康診査等実施計画」に目標として掲げている受診率70%目指すとともに、支援金負担額の10%減算につなげる事が重要である。また、特定保健指導率については、目標の45%には届かず保健師等のスタッフ確保は重要な課題である。										
改革の内容 (具体的手法) どのようにして 改革を行うのか	現在の健診体制(各地区での集団検診)及び特定保健指導実施者(保健師・管理栄養士)の定数確保を継続し、特定健診受診率の県下トップを堅持する。 また、区長会ならびに自治会等の組織を活用するなど、市民と行政が協働して市民への周知・啓発(健診の意義とそれがもたらす支援金減算の仕組み等)に努め、現状受診率の維持・向上を目指す。										
改革の成果 (具体的目標) 改革により 対象をどのように したいのか	市民の特定健診受診率への意識高揚を図り、現状受診率を維持・向上させることで、病気の早期発見・治療と市民の健康で豊かな生活の実現を目指す。 また、受診率維持による支援金負担額の10%減算で、現状の市負担を33,000千円抑制できるとともに、医療費そのものの抑制も見込まれる。										
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
	特定健診、特定保健指導の実施		同左		同左		同左		同左		
改革の目標 とする指標	指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	0 (単位:)	0 (単位:)	0 (単位:)	33,000 (単位:千円)	33,000 (単位:千円)				
		特定健診受診率	70 (単位:%)	70 (単位:%)	70 (単位:%)	70 (単位:%)	70 (単位:%)				
		特定保健指導率	43 (単位:%)	44 (単位:%)	45 (単位:%)	45 (単位:%)	45 (単位:%)				
説明	飛騨市国民健康保険策定「特定健康診査等実施計画」の目標値を指標とした。										
改革により 予測される影響	市民サービスへの影響はない										
市民サービス 維持のための 代替手法等											
特記事項											
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱	摘要								
		改革区分									
		実践項目	1	協議の経過	副市長協議:1月19日 市長協議:1月25日 本部会議:2月2日 最終協議:3月16日						
		取組番号	(2)								

飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	121																
改革の対象(名称)	女性防火クラブ員と連携した住宅用火災警報器の設置促進				担当部課	消防本部											
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)		事業区分	市単独		改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働						
		H20決算額(千円)			県補助												
		うち一般財源(千円)			国補助												
		執行率(%)															
		H21予算額(千円)															
		うち一般財源(千円)															
事業概要・目的 これまでの成果等	<p>平成16年6月の消防法一部改正及び平成18年6月1日の飛騨市火災予防条例施行により、住宅用火災警報器の設置及び維持が義務付けられた。</p> <p>これにより、現に存する住宅又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅は、平成23年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が必要となった。</p> <p>総務省消防庁資料によれば、平成21年12月現在での住宅用火災警報器の推計普及率は全国で52%、岐阜県で35.1%であった。</p>																
現状と課題 (改革の根拠)	住宅火災による犠牲者を防ぎ、市民の安心安全な生活を確保するためには住宅用火災警報器の早期普及は大変重要であるが、平成21年11月1日現在の飛騨市の設置率は33.3%と低いものになっている。(古川町34.3%、河合町44.4%、宮川町53.7%、神岡町29.2%)																
改革の内容 (具体的手法)	平成23年5月31日までの3年間に於いて、女性防火クラブ員により全世帯調査を実施し、未設置住宅の把握と設置呼びかけを行うとともに、広報等を通じて広く市民に設置を呼びかける。																
どのようにして改革を行うのか																	
改革の成果 (具体的目標)	住宅用火災警報器の普及により、市民の安心安全な生活を確保するとともに、火災の未然防止を図る。また、万一発生した場合でも被害を最小限に止めることができる。																
改革により対象をどのようにしたいのか																	
年次計画	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度				
	設置調査と設置促進啓発			同左			同左 (5月31日までに設置率100%を目指す)			未実施施設、住宅への設置指導			同左				
改革の目標とする指標	指標		平成22年度			平成23年度			平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位:)			(単位:)			(単位:)			(単位:)			(単位:)		
		設置率(目標)	70 (単位: %)			100 (単位: %)			100 (単位: %)			100 (単位: %)			100 (単位: %)		
			(単位:)			(単位:)			(単位:)			(単位:)			(単位:)		
説明	コストの削減を目標とするものではない																
改革により予測される影響																	
市民サービス維持のための代替手法等																	
特記事項	平成23年6月1日以降、未設置の一般住宅においては広報等により設置指導・指示に努め、共同住宅(アパート等)においては、立入検査時に設置指導・指示を行っていく。																
事務局記載欄 記載不要	行政改革大綱の中の分類	改革の柱		摘要													
		改革区分															
		実践項目	1	協議の経過	・副市長協議:1月20日 ・市長協議:1月26日 ・本部会議:2月17日 ・最終協議:3月16日												
		取組番号	(3)														

飛騨市第二次行政改革 実行計画(アクションプラン)

整理番号	122										
改革の対象(名称)	情報公開に迅速に応じられる公文書管理体制の整備				担当 部課	総務部 総務課					
経理・区分等	予算・決算	H20予算額(千円)	0	事業区分	市単独	改革区分	財政運営	組織人事	事務事業	市民協働	
		H20決算額(千円)	0		県補助						
		うち一般財源(千円)	0								
		執行率(%)	0.0		国補助						
		H21予算額(千円)	0								
うち一般財源(千円)	0										
事業概要・目的 これまでの 成果等	現在、飛騨市公文書規程に基づき公文書の管理が行われているが、保管書類は年々増加し、その種類も複雑多岐に渡っている。そのため、これらの書類を分かりやすく整理し、市民からの情報公開に迅速に応じられる公文書管理体制を整備する必要がある。										
現状と課題 (改革の根拠)	文書の保管、整理、書庫への移管、書庫での保存、保存年限の管理、保存年限を過ぎたものの廃棄などについて、一部で公文書管理規定が徹底されておらず、各課担当者の判断によってバラバラに行われている事例がある。										
改革の内容 (具体的手法)	<ul style="list-style-type: none"> 文書の所在確認と検索性を確保し、事務の効率化を支援する。(文書は小分けに分類して保管し必要時に取り出す。) 情報を共有化し、活用して意思決定の最適化を支援する。(データベース化して職員が検索できるようにして、事務の参考にする。) 事務室には、当該年度と前年度、継続的に使用する文書のみ管理することとし、それ以外は保存年限ごとに保存され、保存年限が過ぎたものについては、廃棄する 										
どのようにして 改革を行うのか											
改革の成果 (具体的目標)	<ul style="list-style-type: none"> 文書名簿や文書一覧表などを整備し、共有することによって、誰がどんな仕事をしているか把握することができる。担当職員が不在時にも対応することができる。 職員の異動による引継ぎ時にスムーズに行うことができる。 事務室が整理される。 										
改革により 対象をどのように したいのか											
年次計画	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
			公文書管理規程の見直し		新体制での運用						
改革の目標 とする指標	指標		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度				
	既定	影響(削減)額 (H20決算 - 各年度予算)	(単位:)	(単位:)	(単位:)	(単位:)	(単位:)				
			(単位:)	(単位:)	(単位:)	(単位:)	(単位:)				
			(単位:)	(単位:)	(単位:)	(単位:)	(単位:)				
説明	コスト削減を目的とするものではない。										
改革により 予測される影響	文書管理を徹底すれば、文書一覧表などを情報公開でも活用することができる。										
市民サービス 維持のための 代替手法等											
特記事項											
事務局記載欄 記載不要	行政 改革 大綱 の中 の 分類	改革 の柱	摘 要								
		改革 区分									
		実践 項目	2	協議の 経過	<ul style="list-style-type: none"> 副市長協議:1月20日 市長協議:1月28日 本部会議:2月17日 最終協議:3月16日 						
		取組 番号	(1)								